

被扶養者取消申告書の添付書類一覧

項 目	配偶者	配偶者以外
就職による取消書類		
就職先健康保険の資格情報のお知らせの写又は、 就職日が記載されている証明書の写 ※詳細は《事例1》を参照してください。	○	○
収入増加による取消書類		
給与収入の場合 雇用契約に関する証明書(共済様式)、給与明細書の写、等収入が 確認できる書類 ※詳細は《事例2》を参照してください。 自営等の場合 確定申告書(収支内訳書又は決算書を含む)の写 ※詳細は《事例7》を参照してください。 年金受給者の場合 年金決定通知書又は、年金額改定通知書等の写 ※詳細は《事例10・11》を参照してください。 売電収入による場合 電力会社から月々送付される「購入電力量のお知らせ」の写 等 ※詳細は《事例8》を参照してください。 株等による譲渡収入による場合 ・所得税の申告内容確認票又は、株式等に係る譲渡収入の金額の 計算明細書(確定申告を行っている方) ・年間取引報告書(確定申告免除の方)	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
雇用保険受給による取消書類(月額3,612円以上の場合)		
※60歳以上の者又は、障害を支給事由とする公的年金の受給要件 に該当する程度の障害を有する者は、月額5,000円 雇用保険受給資格者証(表・裏)の写 ※月額と支給期間の記載があるもの。	○	○
結婚(子等)、離婚(配偶者等)による取消書類		
戸籍謄本の写(抄本も可)	○	○
死亡による取消書類		
死亡日を確認できる書類 ※詳細は《事例5》を参照してください。	○	○

項 目	配偶者	配偶者以外
就労を目的として外国に居住したことによる取消書類	○	○
ビザの写等		
夫婦の収入比較による取消書類		○
・夫婦共同扶養に関する収入比較表(共済様式) ・組合員の収入÷配偶者の収入<0.9 となることがわかる書類 (所得証明書、源泉徴収票、確定申告書写、年金額証書等) ※見込みが立った時点でも取消になります。		
国民年金第3号被保険者関係届・年金手帳の写 (収入増加、雇用保険受給、死亡の場合)	△ (20 歳以上 60 歳未満 の配偶者のみ提出)	

※ △は該当する場合に添付

※ 上記のものは参考です。共済組合で必要と認めた場合、これ以外に書類を求めることがあります。

※ 上記以外に有効期限内の資格確認書をお持ちの場合は、資格確認書も併せて返納してください。

取 消 の 事 例

《事例1》 就職による取消の場合

次の(1)又は(2)を提出

(1)就職先**健康保険の資格情報のお知らせ**の写

(2)採用辞令の写又は、職場発行の就職証明書(就職日の記載のあるもの)

※ (1)又は(2)を提出できない場合は、「被扶養者取消に関する確認書(共済様式)」を提出してください。

※ 国民健康保険に加入する20歳以上60歳未満の配偶者は、国民健康保険第3号被保険者関係届も併せて提出してください。

《事例2》 給与収入が年額130万円以上になった場合 (どの月からでも12か月の1年を指します) 又は 給与収入が3ヶ月連続して月額108,334円以上になった場合

(1)雇用契約に関する証明書(共済様式)又は、給与明細書の写

※要件の有無を確認するため、直近の**検認**以降の給与収入を確認します。(場合によっては、それ以前の収入を確認することもあります。)

給与支給日の記載がない場合は、通帳写等の給与支給日が確認できる書類も併せて提出してください。(取消日確認のため)

(2)国民年金第3号被保険者関係届(20歳以上60歳未満の配偶者のみ)

※ 固定給の場合は、給与月額が限度額を超える見込みが立った時点で取消となります。

※ 年金受給者の取消手続きについては《事例10》を参照。

《事例3》 配偶者との離婚による取消の場合

(1)戸籍謄本の写(抄本も可)

(2)国民年金第3号被保険者関係届(20歳以上60歳未満の配偶者のみ)

《事例4》 子の結婚による取消の場合

(1)戸籍謄本の写(抄本も可)

《事例5》死亡による取消の場合

- (1) 死亡日を確認できる書類の写(戸籍謄本、除籍謄本、住民票(除票)、死亡診断書、埋葬許可証等)
- (2) 国民年金第3号被保険者関係届、(20歳以上60歳未満の配偶者のみ)

《事例6》子どもの扶養替えの場合 (注意: 事前に配偶者の保険者で、認定可能かを確認してください)

組合員が再任用となり、配偶者よりも収入が低くなる場合

＜申出により取消す場合＞

次の(1)又は(2)を提出

- (1) 申立て書…文章内に喪失日を入れること(喪失日＝扶養替え先の取得日)

例1: 再任用となり、妻の方で扶養手当が出ることとなり、主たる扶養者は妻となるため

例2: 再任用となり、妻よりも収入が低くなり、主たる扶養者は妻となるため

- (2) 発令(配偶者が公立共済の場合のみ。申立書は不要)

※ 事実発生日は、4月1日(ただし、配偶者の保険者と相談し別日でも可)

＜検認時の収入比較で取消す場合＞

- (1) 夫婦共同扶養に関する収入比較表(共通様式)
- (2) 組合員の源泉徴収票または所得証明書の写
- (3) 配偶者の所得証明書(事業所得者は確定申告書も提出)の写

※ 事実発生日は、直近の1日(ただし、配偶者の保険者と相談し別日でも可)

離婚の場合

- (1) 戸籍謄本(写し可)
(親権が配偶者に移ったことを確認するため)

※ 事実発生日は、親権が移った日

生計維持関係のない別居の場合等

- (1) 申立て書…文章内に喪失日を入れること(喪失日＝扶養替え先の取得日)

例1: 妻の方で扶養手当が出ることとなり、主たる扶養者は妻となるため

例2: 妻子とは別居しており、〇月〇日より生計維持関係はなくなった。子の主たる扶養者は子と同居している妻となるため

《事例7》 事業・営業所得者が確定申告を行ったところ限度額を超えていた場合

確定申告書及び収支内訳書を参照し、総収入から社会通念上明らかに必要と認められる経費を控除した金額が130万円以上になった場合、取消となります。

- (1) 確定申告書(収支内訳書又は決算書を含む)の写
- (2) 国民年金第3号被保険者関係届、(20歳以上60歳未満の配偶者のみ)

《事例8》 太陽光発電による売電収入が限度額を超えた場合 (※ 確定申告を行う場合は《事例7》へ)

収入月額が108,334円以上になる月が3か月続いた場合、取消となります。

- (1) 電力会社から月々送付される「購入電力量のおしらせ」の写等
- (2) 国民年金第3号被保険者関係届、(20歳以上60歳未満の配偶者のみ)

《事例9》 別居の実母への送金額が、実母の総収入(送金額含む)の3分の1に満たなかった時

- (1) 送金額を確認できる書類(通帳又は現金送付受取書、現金為替受取書等の写(振込者と受取者の氏名が確認できるものに限る))
- (2) 実母の収入がわかる書類(所得証明、雇用契約に関する証明書(共済様式)、年金改定通知書等)

《事例10》 新たに年金を受給し始めた(又は年金額が増額した)ことにより、年金額が限度額を超える見込みが立った場合

※ 年金の種類について

公的年金 … 厚生年金・共済年金・国民年金・遺族年金・障害年金 等

私的年金 … 個人年金・財形年金・企業年金 等

※ 65歳になると、老齢基礎年金の支給がはじまります。限度額(年180万円)を超える見込みが立った場合は取消となりますので、年金を受給し始めた際は、金額をよく確認してください。

- (1) 年金決定通知書又は、年金額改定通知書等の写
(通知書等を被扶養者が受領した時点で取消となります。)

《事例11》パートで働いている者が年金を受給するようになり、収入の総額が限度額を超えた場合

※ 年金の種類について

公的年金 … 厚生年金・共済年金・国民年金・遺族年金・障害年金 等

私的年金 … 個人年金・財形年金・企業年金 等

年金の年額と給与月額合計額が年間の限度額を超える見込みが立った際は取消となりますが、以下のような取り扱いをする場合もあります。

3か月連続で収入が150,000円以上になった場合

(60歳未満の者は、150,000円を108,334円へ読み替える)

(1) 年金決定通知書等の写

※ 私的年金を1回のみで全額受給した場合は一時的収入となり恒常的収入にはなりません。

※ 年金の年額を12で割り月額を算出し、給与と合わせて各月の収入を確認します。

月額が150,000円を超えた月が3か月連続した時点で取消となります。

(2) 雇用契約に関する証明書(共済様式)又は、給与明細書の写

12カ月の収入総額が180万円以上になった場合

(60歳未満の者は、180万円を130万円へ読み替える)

(1) 年金決定通知書等の写

※ 私的年金を1回のみで全額受給した場合は一時的収入となり恒常的収入にはなりません。

※ 年金の年額を12で割り月額を算出し、給与と合わせて各月の収入を足していき、180万円を超えた月で取消となります。

(2) 雇用契約に関する証明書(共済様式)又は、給与明細書の写

《事例12》被扶養者が後期高齢者医療制度に加入した場合

75歳になり後期高齢者医療制度に加入した場合

自動で被扶養者の資格を喪失しますので、取消手続きは不要です。

65歳以上75歳未満で一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入した場合

取消手続きが必要です。

(1) 資格情報のお知らせの写